様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年 10月 22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃまいすたー  一般事業主の氏名又は名称 　株式会社マイスター  （ふりがな）　 たかい　りょう  （法人の場合）代表者の氏名 　髙井　糧  住所　〒991-0061  山形県寒河江市中央工業団地156番地1  法人番号　4390001011929  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社マイスター　ホームページ  「マイスターＤＸ」 | | 公表日 | 2022年　9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社マイスター　ホームページでの開示  トップメッセージ  https://ymeister.co.jp/dx  「マイスターＤＸ」ページ内資料  01．ＤＸビジョン　P.03  https://ymeister.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/1929b558499a25077e3bd324f2308142.pdf | | 記載内容抜粋 | トップメッセージ  マイスターDXではプロセスイノベーションのDXで①社内の課題を解決（社内の効率化）、②開発の内製化、ノウハウの蓄積、③デジタルな組織への変革を進め、その将来、プロダクトイノベーションのDXでお客様の課題を解決する仕組みやシステムの開発を行い、市場競争力の確立を進めることを目標としています。  それらについては今後進捗に応じて発信してまいります｡  株式会社マイスターは製造業であり、サービス業です。「困ったときのマイスター」としてお客様の課題を解決する製品の提供しておりますが、ＤＸに取り組むことで将来的には、お客様も気付いていない課題の掘り出し(発見)等の新たな価値を創出し、共に課題解決方法を考える企業として成長してまいります。  01．ＤＸビジョン  マイスターＤＸでは、現在行っているプロセスイノベーションのＤＸで  ・社内の課題を解決（社内の効率化）  ・開発の内製化、ノウハウの蓄積  ・デジタルな組織への変革　を進め、  そして将来、プロダクトイノベーションのＤＸにより  ・デジタルなプロダクトによる社外の課題解決  ・市場競争力の確立　を進めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認を得た内容が記載されており、ホームページ上でステークホルダーに向けて公開されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社マイスター　ホームページ  「マイスターＤＸ」 | | 公表日 | 2022年　9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社マイスター　ホームページでの開示  「マイスターＤＸ」ページ内資料  02．ＤＸ推進シナリオ（戦略）　P.04  03．現在行っている具体的な取組　P.05  https://ymeister.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/1929b558499a25077e3bd324f2308142.pdf | | 記載内容抜粋 | 02．ＤＸ推進シナリオ（戦略）  社内の業務の分析（社内の効率化）  ・データの蓄積  ・業務の標準化  ・社内システムインテグレータ（社内システムの刷新を行う人）の育成  ↓  開発の内製化、ノウハウの蓄積  ・レガシーシステムのモダナイズ（現代化すること）　・既存アナログ技術をデジタルで再設計  ↓  デジタルな組織への変革  ・ロボット化（システムインテグレータ）  ・予測と検証（技術者による）  ・自動化（ＡＩで動く工場）  ↓  製造をロボットが行うことで社員が能力を発揮しお客様へのサービス向上（課題発見・課題解決）にリソース（お金、人、情報、時間）を充てる。  ↓  デジタルなプロダクトによる社外の課題解決  ・デジタルを用いてお客様から相談等を受ける  ・デジタルサービスを含んだＵＸ(ユーザーエクスペリエンス)の向上  ・最適なソリューションの提案）  ↓  市場競争力の確立  03．現在行っている具体的な取組  ・見積ソフト、生産管理ソフト、各種統計ソフトの作成  ・社内システムインテグレータの育成  ・ＩoＴの活用で設備の稼働状況を見ることができる（遠距離・PTZカメラ）  ・ＩoＴの活用で設備の稼働状況を知ることができる（スマホ等・停止時メール送信）  ・デマンド警告を社内ＳＮＳで情報発信する仕組み  ・プロセス簡略＆見える化（備品の在庫状況が分かるようにランプ表示）  ・工具検索システム（探索・選択コストの削減のためのシステム開発）  ・社内コミュニケーション、情報共有（Slack、Googleカレンダー）  ・各部署ごとのＩＴ化、ＲＰＡ化  ・改善提案を活用したDX推進  ・課題解決のための専門知識を持ったステークホルダーとの協力 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認を得た内容が記載されており、ホームページ上でステークホルダーに向けて公開されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社マイスター　ホームページでの開示  「マイスターＤＸ」ページ内資料  05．ＤＸ化推進体制　P.07  07．ＤＸ人材育成　P.09  https://ymeister.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/1929b558499a25077e3bd324f2308142.pdf | | 記載内容抜粋 | 05．ＤＸ化推進体制  社長直轄のＤＸ推進チームを設置  ＤＸ推進チームが各部署からＤＸ推進担当者を任命  ＤＸ推進担当者が各部署内のＤＸ化を推進  最終的には全社員がＤＸ化に向けた改善を意識する人材になる  07．ＤＸ人材育成  デジタル技術やデータ活用に精通する人材や作業効率化の提案ができる人材の育成  ・元ＳＥの人材採用  ・専門技術を学ぶため専攻科のある学校への入学  ・社内システムインテグレータの育成  ・特定の人だけでなく全社員をＤＸ人材に育成する。  　ＤＸ人材はシステムを作る人ではなく、「こうすればもっと便利になる」、「お客様へのサービス向上につながる」を考えて提案できる人材。  ・ＤＸ人材を育成するために情報発信、研修、勉強会を行う |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社マイスター　ホームページでの開示  「マイスターＤＸ」ページ内資料  06．デジタル環境整備　P.08  https://ymeister.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/1929b558499a25077e3bd324f2308142.pdf | | 記載内容抜粋 | 06．デジタル環境整備  社内デジタル基盤の整備  デジタル技術の導入や自動化を実現するため以下の環境を整え、社内のデジタル基盤を構築し効率化を目指す。  ・ＩｏＴ対応の第2工場建設  ・社内ファイルサーバーでのデータ共有  ・ネットワーク環境（社内ネットワーク無線化）の整備  ・ＵＴＭ導入によるセキュリティの強化  ・ネットワークＰＣへのセキュリティソフト導入  ・モバイル端末(PC、タブレット)の配布  ・VPN接続による安全な接続の確立  ・ビジネスチャットツールの導入によるコミュニケーション  ・フリーアドレスによるコミュニケーションの活性化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社マイスター　ホームページ  「マイスターＤＸ」 | | 公表日 | 2022年　9月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社マイスター　ホームページでの開示  「マイスターＤＸ」ページ内資料  04．ＤＸ推進　達成に係る指標　P.06  https://ymeister.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/1929b558499a25077e3bd324f2308142.pdf | | 記載内容抜粋 | 短期指標  ・社内システムインテグレータの育成  ・デジタル人材育成（全社員)  ・社内業務ＲＰＡ化の推進  ・デジタル改善提案件数の増加  ・Ｓｌａｃｋ使用率100％  ・システム更新・導入（販売管理、勤怠管理etc）  中・長期指標  ・社内システムインテグレータの増員  ・製造現場でのＲＦＩＤの活用  ・システムインテグレータによる業務のロボット化  ・製造現場の自動化（ＡＩで動く工場）  ・デジタルを利用して簡単・手軽にお客様の課題や問題を相談できる仕組みやシステムの開発 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　9月 30日 | | 発信方法 | 株式会社マイスター　ホームページでの開示  トップメッセージ  https://ymeister.co.jp/dx | | 発信内容 | トップメッセージ  マイスターDXではプロセスイノベーションのDXで①社内の課題を解決（社内の効率化）、②開発の内製化、ノウハウの蓄積、③デジタルな組織への変革を進め、その将来、プロダクトイノベーションのDXでお客様の課題を解決する仕組みやシステムの開発を行い、市場競争力の確立を進めることを目標としています。  それらについては今後進捗に応じて発信してまいります｡ |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ＤＸ推進指標による自己診断を実施し課題を把握。  自己診断結果を申請書に添付します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2022年7月  情報セキュリティに関する基本方針を策定しました。  2022年9月  情報処理推進機構（IPA）におけるセキュリティアクション2つ星を宣言しました。  情報セキュリティ基本方針を策定・公開済  https://ymeister.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/41296926a8e34e7206bed7a037391c06.pdf  取組み内容については「マイスターＤＸ」ページ内資料  08．セキュリティ対策　P.10  https://ymeister.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/1929b558499a25077e3bd324f2308142.pdf  ・マイスターは情報処理推進機構（ＩＰＡ）が実施している、　　「ＳＥＣＵＲＩＴＹ ＡＣＴＩＯＮ」における二つ星を宣言いたします。  ・お客様情報や社内重要情報を適切に管理し、継続的な情報セキュリティ対策の見直しと改善を行ってまいります。  ・弊社の事業を安全かつ継続的に行うために「情報セキュリティ基本方針を定め、これを徹底いたします。  セキュリティ対策として以下を実施します。  ①情報セキュリティガイドラインのホームページ公開  ②情報セキュリティ自社診断の実施  ③情報セキュリティ関連規程の策定  ④全社員に向けたセキュリティ知識の周知（研修・情報発信等）  ⑤攻撃型メールの訓練（不定期） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。